ST確認等に係る様式集

2024年4月版

(注) 様式については、申請及び管理等の便宜に資するために様式を変更することがあります。

最新の様式については、認証機関のWebサイトで公表します。

STM-01-A 様式1

ST確認申請書

　　　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構

　理事長　齊藤　裕　殿

住所

申請者の名称　　　　　　　　 印

所属、役職

申請責任者　　　　　　　　　 印

ST確認等に関する要求事項に基づき、以下のとおり申請します。

|  |
| --- |
| 評価対象の名称： |
| バージョン： |
| STの名称： |
| 申請担当者名[[1]](#footnote-1) (所属)：連絡先 (〒、住所、Tel、E-mail)： |
| 評価機関名：　責任者名：　連 絡 先： |
| 開発者名称[[2]](#footnote-2)：　住 所：　責任者名 (所属) ：　連 絡 先： |
| 評価基準、評価方法[[3]](#footnote-3)：□ CC v3.1R5 (日本語版)、CEM v3.1R5 (日本語版)□ CC v3.1R5 (英語版)、 CEM v3.1R5 (英語版)□ その他 (　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 関連するST確認等[[4]](#footnote-4) | □有確認番号 (評価中の場合は受付番号) ：製品名：□無 |
| TOEの概要 (別紙添付も可) ： |
| 評価対象のIT製品等の概要 (TOEと同じ場合は記載不要。別紙添付可) ： |
| ST確認情報の公開[[5]](#footnote-5) [[6]](#footnote-6) (いずれかを選択) ：□１ TOEの概要、申請者名、開発者名及び評価機関名 (いずれも連絡先を含む) のみ　　 公開を希望する。□２ 上記１の情報の他、ST及びST確認報告書の公開を希望する。□３ 公開を希望しない。 |
| 法人格を証明できる書類の添付 (いずれかを選択) ：□　本申請に添付□　既申請案件で提出済み申請受付日：　　　年　　月　　日　　受付番号：　　　　　　　　□　同日申請別案件に添付 |

STM-01-A 様式2

誓　約　書

　IT製品又はシステムのST確認の申請にあたり、以下のとおり誓約します。

１．独立行政法人情報処理推進機構 (以下「機構」という。) が定める「ST確認等に関する要求事項」を遵守します。

２．機構が発行する確認書及びこれに対応するST確認報告書 (以下｢確認書等｣という。)は、これらに記載されたIT製品又はシステムのバージョンのものについてのみ使用し、かつ、確認書に記載の事項を遵守します。

３．機構の行ったST確認に故意又は重過失がない限り、機構には一切の責任を問いません。

４．申請者、開発者又は供給者が上記１から２までの事項を逸脱した場合、ST確認が取消されることがあることを了承します。また、当該ST確認が取消しされた場合、確認書等を速やかに機構に返却します。さらに、当該ST確認が取消しされた旨を速やかに顧客に通知するとともに、当該顧客に対して、そのST確認に係るIT製品若しくはシステムの供給先にもST確認が取消しされた旨の周知をしてもらうよう依頼します。

　　　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構

　理事長　齊藤　裕　殿

住所

申請者の名称　　　　　　　　　　印

所属、役職

申請責任者　　　　　　　　　　　印

STM-01-A 様式3

評価作業実施計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発行日：　　　　年　　月　　日 | 版数： | 受付番号[[7]](#footnote-7)： |
|  評価対象の名称及びバージョン： |

 改訂の場合は改訂箇所のみを以下に記入してください。

|  |
| --- |
|  評価機関の名称： 責任者名：　　　　　　　　　　連絡先： |
|  申請者の名称： 担当者名：　　　　　　　　　　連絡先： |
| 開発者の名称： 責任者名：　　　　　　　　　　連絡先： |
|  評価作業の実施体制[[8]](#footnote-8) 評価者名 (リーダ) ： 評価者名 (メンバー) ： |
| 評価スケジュール： (評価期間[[9]](#footnote-9)、確認報告書の提出時期[[10]](#footnote-10)について記載する。) ASE評価： ADV評価： 確認報告書提出時期： |
| その他： (補足、改訂理由等) |

|  |
| --- |
| 評価機関承認者： |
| 申請者承認者： |

STM-01-A 様式4-1

評価の公平性及び独立性チェックリスト (評価機関)

評価機関は、公正でなければならない。当該評価機関は、評価の対象がIT製品又はシステム (以下「IT製品等」という。) の場合にはその開発部門等から、STの場合にはその作成部門等から技術的判断に影響し得る不当な営利的、財務的その他の圧力を受けてはならず、かつ、それを実証しなければならない。また、評価機関は、当該評価機関が行う評価作業に関する判断の独立性及び誠実性に対する信用を傷つけるおそれのある活動に従事してはならない。

上記詳細については、JIS Q 17025 第4.1節を参照されたい。

本チェックリストは、このような評価作業の公平性、判断の独立性及び誠実性を確保するために、評価機関が次の事項に関して問題を有していないことを確認するためのものである。評価機関は、すべての確認事項及び要求事項の確認結果に事実を記載し、評価作業実施計画書に添付する。

・ 本確認事項及び要求事項は、IT製品等の開発部門と申請部門が異なる場合にも適用する。この場合において、｢IT製品等の開発部門｣とあるのは、｢IT製品等の開発部門及び申請部門｣と読み替える。

本チェックリストが対象とする評価対象や関連機関は以下のとおり (該当箇所については「ST確認申請書」 (STM-01-A 様式1) の内容を転記すること)。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価対象又はPPの名称及びバージョン |  |
|
| 評価機関の名称 |  |
|  |  |
| 確認申請者の名称 |  |
|  |  |
| 開発者の名称 |  |
|  |  |

「ST確認申請書」(STM-02-A 様式1) に記載されている評価機関の責任者は、所属する評価機関の公平性及び独立性を本チェックリストにて証明し、内容に関し責任を負う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価機関の責任者名 |  　　記名押印又は署名 | 作成日 |
|  |

１．評価機関と、IT製品等の開発部門との関係

該当する確認結果にチェックを入れる。

|  |  |
| --- | --- |
|  確認事項及び要求事項 |  確認結果 |
|  【確認事項】評価機関が属する法人と、IT製品等の開発部門が属する法人とは同一ではないこと※1。 |  □ 同一法人でない。 |

※1 評価機関が属する法人が開発した製品の評価は原則できません。このような場合には、評価の公平性及び独立性を実証できる客観的資料とともに申請に先立って認証機関に相談してください。

２．評価活動と、IT製品等の開発部門との関係及び影響

該当する確認結果にチェックを入れ、該当する確認事項については「事実関係に係る要求事項」の確認結果を詳細に記述する。なお、公平性及び独立性の実証については、JIS Q 17025 により、それらを満たす方針や手順の存在と実施証拠の提供が前提となる。

|  |  |
| --- | --- |
|  確認事項及び要求事項 |  確認結果 |
| 【確認事項】評価機関は、IT製品等の開発部門及び開発部門の属する法人※2の事業活動に関して、いかなる責任又は義務を有していないこと。 |  □ 有していない。□ 有している。(以下に記載) |
| 【事実関係に係る要求事項】 (上記責任又は義務を有している場合)評価の対象となるIT製品等の開発部門及び開発部門の属する法人の事業活動に係る評価機関の責任又は義務が、評価機関の評価に対していかなる影響もあたえない公平性及び独立性を実証できること。 |  |
| 【確認事項】評価機関は、IT製品等の開発部門及び開発部門の属する法人との間で、財務上の関係を一切持たないこと。 |  □ 関係を持っていない。 □ 関係を持っている。(以下に記載) |
| 【事実関係に係る要求事項】 (上記関係を持っている場合)評価に対する対価に係るものを除き、評価機関とIT製品等の開発部門及び開発部門の属する法人との間で、評価活動に関する予算等の財務上の取引は一切存在しないことを実証できること。 |  |

※2 部門又は機関が属する法人とは、その法人のすべての部門、機関をいう。

３．評価活動と、IT製品等の開発部門への支援作業の関係及び影響

該当する確認結果にチェックを入れ、該当する場合は「事実関係に係る要求事項」の確認結果を詳細に記述する。なお、公平性及び独立性の実証については、JIS Q 17025 により、それらを満たす方針や手順の存在と実施証拠の提供が前提となる。

|  |  |
| --- | --- |
|  確認事項及び要求事項 |  確認結果 |
| 【確認事項】評価機関又は評価機関が属する法人が、PP又は評価対象に係るSTや評価用提供物件の作成支援を行っていないこと。 |  □ 行っていない。 □ 行っている。(以下に記載) |
| 【事実関係に係る要求事項】 (上記支援等を行っている場合) PP又はSTや評価用提供物件の作成支援を行っている部門の人員、設備等が、評価作業に影響を与えないことを実証できること。 |  |
| 【確認事項】評価機関は、PP又は評価対象に係るSTや評価用提供物件の作成支援を行っている部門との間で、評価に関して営利的又は財務的その他の影響を及ぼし得る直接の管理者を共有していないこと。 |  □ 共有していない。 □ 共有している。(以下に記載)  |
| 【事実関係に係る要求事項】 (上記管理者を共有している場合)評価機関とIT製品等の作成支援部門との間で、評価に関して営利的又は財務的その他の影響を管理者が及ぼさない公平性及び独立性を実証できること。 |  |

STM-01-A 様式4-2

評価の公平性及び独立性チェックリスト (評価者)

評価に係る評価者、評価者候補等 (以下｢評価者等｣という。) は、公正でなければならない。当該評価者等は、評価の対象がIT製品又はシステム (以下「IT製品等」という。) の場合にはその開発部門等から、STの場合にはその作成部門等から技術的判断に影響し得る不当な営利的、財務的その他の圧力を受けてはならず、かつ、それを実証しなければならない。また、評価者等は、当該評価者等が行う評価作業に関する判断の独立性及び誠実性に対する信用を傷つけるおそれのある活動に従事してはならない。

上記詳細については、JIS Q 17025 第4.1節を参照されたい。

本チェックリストは、このような評価作業の公平性、判断の独立性及び誠実性を確保するために、評価者等が次の事項に関して問題を有していないことを確認することを目的としている。評価者等は、すべての確認事項及び要求事項の確認結果に自ら事実を記載し、評価責任者に提出する。

・ 本確認事項及び要求事項は、IT製品等の開発部門と申請部門が異なる場合にも適用する。この場合において、｢IT製品等の開発部門｣とあるのは、｢IT製品等の開発部門及び申請部門｣と読み替える。

本チェックリストが対象とする評価対象や関連機関は以下のとおり (該当箇所については「ST確認申請書」 (STM-01-A 様式1) の内容を転記すること)。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価対象又はPPの名称及びバージョン |  |
|
| 評価機関の名称 |  |
|  |  |
| 確認申請者の名称 |  |
|  |  |
| 開発者の名称 |  |
|  |  |

本チェックリストが対象とする評価者等は以下のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価者等の氏名 |  | 作成日 |
|  |
| 評価機関の責任者名 | 記名押印又は署名　 | 承認日 |
|  |

１．評価者等と、IT製品等の開発部門が属する法人との関係

該当する確認結果にチェックを入れる。

|  |  |
| --- | --- |
|  確認事項及び要求事項 |  確認結果 |
|  【確認事項】評価者等が属する法人と、IT製品等の開発部門が属する法人とは同一ではないこと※1。 |  □ 同一法人でない。 |

※1 評価者等が属する法人が開発した製品の評価は原則できません。このような場合には、評価の公平性及び独立性を実証できる客観的資料とともに申請に先立って認証機関に相談してください。

２．評価者等と、IT製品等の開発部門との関係及び影響

該当する確認結果にチェックを入れ、該当する確認事項については「事実関係に係る要求事項」の確認結果を詳細に記述する。なお、公平性及び独立性の実証については、JIS Q 17025 により、それらを満たす方針や手順の存在と実施証拠の提供が前提となる。

|  |  |
| --- | --- |
|  確認事項及び要求事項 |  確認結果 |
| 【確認事項】評価者等が、評価対象の開発に携わっていないこと※2。 |  □ 携わっていない。  |
| 【確認事項】評価者等が、IT製品等の開発部門が属する法人と、現在及び過去において関係がないこと。 (例　他業務で契約中、元社員など) |  □ 関係がない。 □ 関係がある。(以下に記載) |
| 【事実関係に係る要求事項】 (上記関係がある場合)人的及び営利的ないかなる側面においても、評価作業の公平性及び独立性を実証できること。 |  |

※2 評価者等が開発に携わった製品の評価は原則できません。このような場合には、評価の公平性及び独立性を実証できる客観的資料とともに申請に先立って認証機関に相談してください。

３．評価者等と、IT製品等の開発部門への支援作業の関係及び影響

該当する確認結果にチェックを入れ、該当する場合は「事実関係に係る要求事項」の確認結果を詳細に記述する。なお、公平性及び独立性の実証については、JIS Q 17025 により、それらを満たす方針や手順の存在と実施証拠の提供が前提となる。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項及び要求事項 |  確認結果 |
| 【確認事項】評価者等は、PP又は評価対象に係るSTや評価用提供物件の作成支援を行っていないこと※3。 |  □ 行っていない。 |
| 【確認事項】評価者等は、PP又は評価対象に係るSTや評価用提供物件の作成支援を行っている部門又はその部門が属する法人と、現在及び過去において関係がないこと。 |  □ 関係がない。 □ 関係がある。(以下に記載) |
| 【事実関係に係る要求事項】 (上記関係がある場合) 人的及び営利的ないかなる側面においても、評価作業の公平性及び独立性を実証できること。 |  |

※3 評価者等が評価証拠作成支援に携わった製品の評価は原則できません。このような場合には、評価の公平性及び独立性を実証できる客観的資料とともに申請に先立って認証機関に相談してください。

STM-01-A 様式5

申請書記載事項変更届

　　　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構

　理事長　齊藤　裕　殿

住所

申請者の名称　　　　　　　　　 印

所属、役職

申請責任者　　　　　　　　　 印

　下記１．及び２．の申請について、下記３．のとおり記載事項を変更したく届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．申請書の種別 | ST確認申請書 |
| ２．申請書識別 |  |
| ・評価対象の名称及びバージョン[[11]](#footnote-11) |  |
| ・申請受付日 |  |
| ・受付番号 |  |
| ３．変更箇所：(別紙添付も可)[[12]](#footnote-12)　　　　　　 |
| 申請担当者名 (所属)：連絡先：(〒、住所、Tel、E-mail)： |

以上

STM-01-A 様式6

申請取下げ届

　　　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構

　理事長　齊藤　裕　殿

住所

申請者の名称 印

所属、役職

申請責任者 印

　下記１．及び２．の申請について、下記３．のとおり申請を取下げたく届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．申請書の種別 | ST確認申請書 |
| ２．申請書識別 |  |
| ・評価対象の名称及びバージョン |  |
| ・申請受付日 |  |
| ・受付番号 |  |
| ３．取下げの理由：　　　　　　　　 |
| 申請担当者名 (所属)：連絡先： (〒、住所、Tel、E-mail)： |

以上

STM-01-A 様式7

確認書等記載事項変更届

　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構

　理事長　齊藤　裕　殿

住所

申請者の名称　　　　　　　　　 印

所属、役職

申請責任者　　　　　　　　　 印

　下記１．について、下記２．のとおり記載事項を変更したく届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．認証書等の種別(該当するものを選択)  | □ 確認書□ ST確認報告書 |
| ・評価対象の名称及びバージョン |  |
| ・確認番号 |  |
| ２．変更を希望する記載事項：(別紙添付も可) |
| 申請担当者名 (所属)：連絡先：(〒、住所、Tel、E-mail)： |

以上

STM-01-A 様式8

確認書等再交付請求書

　　　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構

　理事長　齊藤　裕　殿

住所

請求者の名称　　　　　　　　 印

所属、役職

申請責任者　　　　　　　　 印

　下記１．について、下記２．の理由により再交付を請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．認証書等の種別(該当するものを選択)  | □ 確認書□ ST確認報告書 |
| ・評価対象の名称及びバージョン |  |
| ・確認番号 |  |
| ２．再交付を請求する理由： |
| 申請担当者名 (所属) ：担当者連絡先：(〒、住所、Tel、E-mail) ： |

以上

STM-01-A 様式9

ST確認中の申請案件掲載依頼書[[13]](#footnote-13)

　　　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構

セキュリティセンター 技術評価部 部長　殿

住所

申請者の名称

所属、役職

申請担当者

　ST確認中の案件の製品情報のWeb掲載を以下のとおり依頼します。

　公開希望時期：　　　　年　　月　　日 (2週間前までに連絡が必要です。)

|  |  |
| --- | --- |
| 申請された評価対象の名称及びバージョン受付番号 (既に受付済みの場合)  |  |
| 日本語製品情報Web公開について[[14]](#footnote-14) | □公開する □公開しない |
| 1. 評価対象の名称
 |  |
| 1. バージョン
 |  |
| 1. 評価対象のカテゴリー
 |  |
| 1. 申請者名
 |  |
| 1. 連絡先
	* 1. 氏名
		2. 電話
		3. E-mail
 |  |
| 1. 保証パッケージ
 |  |
| その他特記事項 |  |

STM-01-A 様式10-1

**秘密保持契約書**

 (申請者の名称に置換え) (以下｢甲｣という。) と、独立行政法人情報処理推進機構 (以下｢乙｣という。) とは、　　　　年　　月　　日付で申請された【申請受付番号　　　　　　　　　】に基づき、乙が行うITセキュリティ評価及び認証制度に関連する認証機関の業務その他これに付随する業務 (以下｢本件確認業務｣という。) のために甲が乙に開示する甲の秘密情報の取扱に関し、次のとおり契約を締結する。

 (目的)

第１条　本契約書は、乙が本件確認業務を行うにあたり、甲が乙に直接又は評価機関を通じて開示する、又は乙が知ることのある甲の秘密情報の取扱を定めることを目的とする。

 (秘密保持義務)

1. 乙は、次項において定義する甲の秘密情報について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、事前の書面による甲の承諾を得ることなく、複製及び第三者への開示をしてはならない。

２　本契約書において甲の秘密情報とは、本件確認業務に関連して甲が乙に直接又は評価機関を通じて開示する、又は乙が知ることのある甲の技術上又は営業上の情報であって、次に掲げるものをいう。

一　有体物であってその上に秘密である旨が明示された技術資料、図面その他の関係資料等で甲から乙に対して交付されたもの、又は乙が指定する電磁的方法により甲から乙に開示された情報。

二　秘密である旨が告知された上で口頭その他の前号以外の方法によって甲から乙に対して開示された情報であって、当該開示後30日以内に書面により具体的に特定された上で秘密である旨が明示されたもの。

３　本条第1項及び第2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は本条による秘密保持義務の対象から除外する。

一　甲より開示を受けた時点において既に公知となっているもの。

二　甲より開示を受けた後に乙の故意又は過失によらず公知となったもの。

三　甲より開示を受ける前に乙が自ら知得し、又は正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手していたもの。

四　甲から書面により開示を承諾されたもの。

４　本条第1項の規定は、次に掲げる場合には適用されない。但し、乙は、甲に対し開示した旨を通知するものとする。

一　法令の規定に基づき開示の義務が生じた場合であって、法令で定める範囲で法令で定める者に対して開示を行う場合。

二　官公署からの要請等、乙による開示に正当な理由があるものと乙が合理的に判断した場合であって甲から事前に開示を承諾された場合。

５　乙は、甲の秘密情報を複製、改変又は編集したものについても、甲の秘密情報として扱うものとする。

 (秘密情報の使用目的)

第３条　乙は、事前の書面による甲の承諾を得ることなく、甲の秘密情報を、本件確認業務以外の目的に使用してはならないものとする。

 (損害賠償)

第４条　乙が本契約に定める事項に違反したことにより、乙が通常予見しうる損害を甲が被った場合、乙は甲に生じた損害を賠償する責を負うものとする。但し、前段の場合であっても特別損害及び逸失利益については、乙は何ら責任を負わないものとする。

 (本契約書の作成にかかる費用)

第５条　本契約書の作成に関連して発生する費用は各当事者において負担する。

 (契約の変更)

1. 本契約のいかなる変更も、甲及び乙の権限ある代表者又は代理人が記名押印又は署名した書面によらない限り、効力を有しない。

 (完全合意)

1. 本契約は、その作成日現在における対象事項についての甲乙間の合意内容のすべてを規定したものであり、本契約作成日以前に甲乙間でなされた協議内容、合意事項又は一方当事者から相手方に提供された資料、申入れその他の通信と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとする。

 (権利義務等の譲渡禁止)

第８条　甲及び乙は、事前の書面による他当事者の承諾を得ることなくして、本契約書に基づく権利若しくは義務又は本契約書上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

 (有効期間)

第９条　本契約は、別途甲乙間で特段の取り決めをしない限り、甲の秘密情報を初めて乙に開示した日より発効し、本件確認業務が終了した時から５年間が経過した時点で終了する。

 (準拠法)

第10条　本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる各本契約当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

 (管轄裁判所)

第11条　本契約に関連する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【書面での契約の場合】

以上、本契約の成立を証するため本書二通を作成し、甲乙記名押印又は署名のうえ各一通を保有する。

【電子契約の場合】

甲及び乙は、本契約の成立を証するため、本電子契約ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

　　年　　月　　日

甲 住所

 申請者の名称 印

 所属、役職

 申請責任者 印

乙 東京都文京区本駒込二丁目28番8号

 独立行政法人情報処理推進機構 印

 理事長　齊藤　裕 印

STM-01-A 様式10-2

**秘密保持契約書**

 (開示者の名称に置換え) (以下｢甲｣という。) と、独立行政法人情報処理推進機構 (以下｢乙｣という。) とは、　　　　年　　月　　日付で申請された【申請受付番号　　　　　　　　　】に基づき、乙が行うITセキュリティ評価及び認証制度に関連する認証機関の業務その他これに付随する業務 (以下｢本件確認業務｣という。) のために甲が乙に開示する甲の秘密情報の取扱に関し、次のとおり契約を締結する。

 (目的)

第１条　本契約書は、乙が本件確認業務を行うにあたり、甲が乙に直接又は評価機関を通じて開示する、又は乙が知ることのある甲の秘密情報の取扱を定めることを目的とする。

 (秘密保持義務)

第２条　乙は、次項において定義する甲の秘密情報について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、事前の書面による甲の承諾を得ることなく、複製及び第三者への開示をしてはならない。

２　本契約書において甲の秘密情報とは、本件確認業務に関連して甲が乙に直接又は評価機関を通じて開示する、又は乙が知ることのある甲の技術上又は営業上の情報であって、次に掲げるものをいう。

一　有体物であってその上に秘密である旨が明示された技術資料、図面その他の関係資料等で甲から乙に対して交付されたもの、又は乙が指定する電磁的方法により甲から乙に開示された情報。

二　秘密である旨が告知された上で口頭その他の前号以外の方法によって甲から乙に対して開示された情報であって、当該開示後30日以内に書面により具体的に特定された上で秘密である旨が明示されたもの。

３　本条第1項及び第2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は本条による秘密保持義務の対象から除外する。

一　甲より開示を受けた時点において既に公知となっているもの。

二　甲より開示を受けた後に乙の故意又は過失によらず公知となったもの。

三　甲より開示を受ける前に乙が自ら知得し、又は正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手していたもの。

四　甲から書面により開示を承諾されたもの。

４　本条第1項の規定は、次に掲げる場合には適用されない。但し、乙は、甲に対し開示した旨を通知するものとする。

一　法令の規定に基づき開示の義務が生じた場合であって、法令で定める範囲で法令で定める者に対して開示を行う場合。

二　官公署からの要請等、乙による開示に正当な理由があるものと乙が合理的に判断した場合であって甲から事前に開示を承諾された場合。

５　乙は、甲の秘密情報を複製、改変又は編集したものについても、甲の秘密情報として扱うものとする。

 (秘密情報の使用目的)

第３条　乙は、事前の書面による甲の承諾を得ることなく、甲の秘密情報を、本件確認業務以外の目的に使用してはならないものとする。

 (損害賠償)

第４条　乙が本契約に定める事項に違反したことにより、乙が通常予見しうる損害を甲が被った場合、乙は甲に生じた損害を賠償する責を負うものとする。但し、前段の場合であっても特別損害及び逸失利益については、乙は何ら責任を負わないものとする。

 (本契約書の作成にかかる費用)

第５条　本契約書の作成に関連して発生する費用は各当事者において負担する。

 (契約の変更)

第６条　本契約のいかなる変更も、甲及び乙の権限ある代表者又は代理人が記名押印又は署名した書面によらない限り、効力を有しない。

 (完全合意)

第７条　本契約は、その作成日現在における対象事項についての甲乙間の合意内容のすべてを規定したものであり、本契約作成日以前に甲乙間でなされた協議内容、合意事項又は一方当事者から相手方に提供された資料、申入れその他の通信と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとする。

 (権利義務等の譲渡禁止)

第８条　甲及び乙は、事前の書面による他当事者の承諾を得ることなくして、本契約書に基づく権利若しくは義務又は本契約書上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

 (有効期間)

第９条　本契約は、別途甲乙間で特段の取り決めをしない限り、甲の秘密情報を初めて乙に開示した日より発効し、本件確認業務が終了した時から５年間が経過した時点で終了する。

 (準拠法)

第10条　本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる各本契約当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

 (管轄裁判所)

第11条　本契約に関連する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【書面での契約の場合】

以上、本契約の成立を証するため本書二通を作成し、甲乙記名押印又は署名のうえ各一通を保有する。

【電子契約の場合】

甲及び乙は、本契約の成立を証するため、本電子契約ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

　　年　　月　　日

甲 住所

 開示者の名称 印

 所属、役職

 開示責任者 印

乙 東京都文京区本駒込二丁目28番8号

 独立行政法人情報処理推進機構 印

 理事長　齊藤　裕 印

STM-01-A 様式14

Web掲載事項変更届[[15]](#footnote-15)

　　　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構

セキュリティセンター 技術評価部 部長　殿

住所

申請者の名称

所属、役職

申請担当者

　JISECのWebサイト（ST確認リスト等の連絡先等）の記載事項の変更を下記のとおり依頼します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| STの名称 |  |
| 確認番号 |  |
| 変更内容 |
| 連絡先 | 変更前 | 変更後 |
| 氏名 |  |  |
| 所属 |  |  |
| 電話 |  |  |
| E-mail |  |  |
| その他[[16]](#footnote-16) |  |  |
| 変更希望日：　　　　　　年　　月　　日（2週間前までに連絡が必要です。） |
| 申請担当者連絡先 (Tel、E-mail)  |

以上

1. 申請業務に関し、認証機関との実務を担当する方の氏名及び連絡先を記載してください。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 製品の開発者が申請者と同じ場合も記載してください。ST確認報告書の「開発者」欄に記載されます。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 使用する評価基準及び評価方法に■を記入してください。CC/CEM以外の参照する評価方法等がある場合はその他に■を記入し、その参照文書名を記載してください。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 過去に申請者が申請した案件で、本申請と類似又は特に参考となるものがあれば記載してください。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 非公開で申請した情報は、公開への変更 ( 3→2、3→1、1→2) ができませんので、ご注意願います。 [↑](#footnote-ref-5)
6. ST確認申請中に情報公開を希望する場合、2週間前までに「ST確認中の申請案件掲載依頼書」(STM-01-A 様式9) を提出してください。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 改訂の場合は、受付番号を記載してください。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 評価者が追加された場合、「評価の公平性及び独立性チェックリスト (評価者) 」(STM-01-A 様式4-2) を

提出してください。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 評価作業は、評価作業確認通知書に記載する評価実施計画の確認日以降となります。 [↑](#footnote-ref-9)
10. クラス単位で報告書を提出できる場合、わかる範囲でクラスごとの提出時期を記載してください。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 評価中の製品開発等によるバージョンの変更等については、記載事項の変更届は不要とします。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 変更箇所・内容により、変更の事実を証明する書類の添付が求められることがあります。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 本依頼書はpdf形式に変換し所定の暗号化のうえで電子メールの添付による申請が可能です。
（申請担当者様よりご送付ください） [↑](#footnote-ref-13)
14. 掲載情報の一部のみの公開はできません。 [↑](#footnote-ref-14)
15. 本届はpdf形式に変換し所定の暗号化のうえで電子メールの添付による申請が可能です。
（申請担当者様よりご送付ください） [↑](#footnote-ref-15)
16. 2 変更内容によっては、申請責任者による申請が必要となるものもあります。 [↑](#footnote-ref-16)